

## ○経済産業省告示第二百九十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

## 1 事業活動の制限

ロシア連邦排他的經濟水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限

## 2 事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降、いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去四年間ににおける各年のいずれかの同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去四年間ににおける各年のいずれかの同期比十パーセント以上であること

一 特定漁業者と直接的に取引を行つており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二 特定漁業者と間接的に取引を行つており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三 北海道根室市に事業所を有する中小企業者

平成二十八年一月一日から平成三十年六月三十日まで

## ○国土交通省告示第二百二号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十九年国土交通省告示第五十五号）の一部を次のように改定し、公布の日から適用する。

平成二十九年十二月二十八日 国土交通大臣臨時代理

國務大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

一 競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数		改 正 後	
競走場名	年間開催	競走場名	年間開催
	日数		回数
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

一 競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数		改 正 前	
競走場名	年間開催	競走場名	年間開催
	日数		回数
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

## 3 指定期間

平成二十九年十二月二十八日

## 附 則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

## ○国土交通省告示第二百四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

國土交通大臣臨時代理

國務大臣 齋藤 健

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

第一条 料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部をようにより改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。	道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 後		改 正 前	
自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 後		改 正 前	
自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。	自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

國土交通大臣臨時代理

國務大臣 齋藤 健

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

平成二十九年十二月二十八日

○国土交通省告示第二百三号

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

平成二十九年十二月二十八日

○国土交通省告示第二百四号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十二条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

一・二 （略）

三・四 （略）

三・五 （略）

三・六 （略）

三・七 （略）

三・八 （略）

三・九 （略）

三・十 （略）

三・十一 （略）

三・十二 （略）

三・十三 （略）

三・十四 （略）

三・十五 （略）

三・十六 （略）

三・十七 （略）

三・十八 （略）

三・十九 （略）

三・二十 （略）

三・二十一 （略）

三・二十二 （略）

三・二十三 （略）

三・二十四 （略）

三・二十五 （略）

三・二十六 （略）

三・二十七 （略）

三・二十八 （略）

三・二十九 （略）

三・三十 （略）

三・三十一 （略）

三・三十二 （略）

三・三十三 （略）

三・三十四 （略）

三・三十五 （略）

三・三十六 （略）

三・三十七 （略）

三・三十八 （略）

三・三十九 （略）

三・四十 （略）

三・四十一 （略）

三・四十二 （略）

三・四十三 （略）

三・四十四 （略）

三・四十五 （略）

三・四十六 （略）

三・四十七 （略）

三・四十八 （略）

三・四十九 （略）

三・五十 （略）

三・五十一 （略）

三・五十二 （略）

三・五十三 （略）

三・五十四 （略）

三・五十五 （略）

三・五十六 （略）

三・五十七 （略）

三・五十八 （略）

三・五十九 （略）

三・六十 （略）

三・六十一 （略）

三・六十二 （略）

三・六十三 （略）

三・六十四 （略）

三・六十五 （略）

三・六十六 （略）

三・六十七 （略）

三・六十八 （略）

三・六十九 （略）

三・七十 （略）

三・七十一 （略）

三・七十二 （略）

三・七十三 （略）

三・七十四 （略）

三・七十五 （略）

三・七十六 （略）

三・七十七 （略）

三・七十八 （略）

三・七十九 （略）

三・八十 （略）

三・八十一 （略）

三・八十二 （略）

三・八十三 （略）

三・八十四 （略）

三・八十五 （略）

三・八十六 （略）

三・八十七 （略）

三・八十八 （略）

三・八十九 （略）

三・九十 （略）

三・九十一 （略）

三・九十二 （略）

三・九十三 （略）

三・九十四 （略）

三・九十五 （略）

三・九十六 （略）

三・九十七 （略）

三・九十八 （略）

三・九十九 （略）

三・一百 （略）

三・一百一 （略）

三・一百二 （略）

三・一百三 （略）

三・一百四 （略）

三・一百五 （略）

三・一百六 （略）

三・一百七 （略）

三・一百八 （略）

三・一百九 （略）